

事 務 連 絡
平成29年2月17日

畜産関係中央団体・都道府県団体
畜産業振興事業事務責任者 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
畜産振興部 管理課長

平成29年度以降に実施する畜産業振興事業に係る事業費の記載
方法について

畜産業振興事業の適正かつ円滑な実施等については、平素より特段の御理解、御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、畜産業振興事業の実施に当たり、事業実施主体によっては、補助金額から消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を減じた上で、機構に対し補助金の交付申請等をしている場合があるところ です。

この場合、事業実施主体が機構に提出する事業実施計画承認申請書、補助金交付申請書、補助金概算払請求書、実績報告書等（以下「交付申請書等」という。）について、消費税等相当額を含む事業費（税込み事業費）が記載されているものと、同相当額を減じた事業費（税抜き事業費）が記載されているものがあり、事業実施主体によっては、事務の煩雑化を招いていることも懸念される ところ です。

については、平成29年度以降に実施する畜産業振興事業（同28年度予算の繰越事業を除く。）に係る交付申請書等については、下記に御留意の上、作成・提出されるよう お願い します。

なお、交付申請書等への具体的な記載方法等に関しては、各事業の担当課までお 問い合わせ ください。

記

- 1 平成29年度以降に実施する畜産業振興事業（同28年度予算の繰越事業を除く。）に係る交付申請書等については、補助金額に消費税等相当額を含めて申請するか否かにかかわらず、すべて税込み事業費を記載すること。
- 2 補助金額から消費税等相当額を減じて申請する場合、交付申請書等の負担区分の欄は以下の要領で記載すること。

- (1) 「機構補助金（補助金）」の欄には、税抜き事業費に補助率を乗じて得た額以内の額を記載
- (2) 「その他」の欄には、税込み事業費と機構補助金との差額を記載

【例1】税抜きで補助金申請をする場合のイメージ（補助率：1/2以内）

区 分	事業費	機構補助金	その他
1 ○○○○	108,000	50,000	58,000
2 ○○○○	3,240,000	1,500,000	1,740,000
計	3,348,000	1,550,000	1,798,000,

税込みの金額
(A)

税抜きの金額 (B)
= 事業費 (税抜き) × 補助率

差額
(A) - (B)

【例2】税込みで補助金申請をする場合のイメージ（補助率：1/2以内）

区 分	事業費	機構補助金	その他
1 ○○○○	108,000	54,000	54,000
2 ○○○○	3,240,000	1,620,000	1,620,000
計	3,348,000	1,674,000	1,674,000,

税込みの金額
(A)

税込みの金額 (B)
= 事業費 (税込み) × 補助率

差額
(A) - (B)

- (問合せ先)
- 1 本紙に関すること
畜産振興部 管理課・・・・・・03-3583-4334,4376
 - 2 事業ごとの具体的な記載方法等に関すること
 - (1) 畜産経営対策部
 - ア 交付業務課・・・・・・03-3583-8490
 - イ 肉用牛肥育経営課・・・・03-3583-8562
 - ウ 肉用子牛課・・・・・・03-3583-8687
 - エ 養豚経営課・・・・・・03-3583-1152
 - (2) 畜産需給部
 - ア 需給業務課・・・・・・03-3583-4301
 - イ 生乳課・・・・・・03-3583-9332
 - (3) 畜産振興部
 - ア 畜産生産課・・・・・・03-3583-4365,4404
 - イ 畜産流通課・・・・・・03-3583-4874